

## 雇用就業対策に関する提言

雇用就業対策の推進を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 地域の実態を踏まえた雇用創出を図るため、緊急雇用創出事業及びふるさと雇用再生特別基金事業を継続・拡充するなど、引き続き雇用対策の充実を図るとともに、十分な財政措置を講じること。
2. 雇用調整助成金について、十分な財政措置を講じること。
3. 地域の中小企業事業者の能力向上と求職者の能力開発のため、国の責任において、地域職業訓練センター、職業能力開発促進センター及び能力開発支援センターの機能の維持・向上を図るとともに、十分な財政措置を講じること。
4. 介護・福祉等の分野における再就職・能力開発対策及び建設労働者の雇用確保対策等を着実に推進し、雇用の維持・拡大を図ること。  
また、新卒者の極めて厳しい就職状況を踏まえ、新卒者体験雇用事業などの支援策を強化すること。
5. パートタイム労働者の雇用環境を整備するため、ILO第175号条約に批准し、国内法を整備するとともに、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の趣旨を踏まえた雇用管理を徹底すること。
6. 中小企業勤労者福祉サービスセンター事業について、新たな支援策を講じること。